

【用語】 浜平・中沢―多野郡上野村の内 渡世―生業、職業 白井御

関所―多野郡上野村白井、十石街道に設置された関所 張紙―命令・通達などを書いて門や壁に貼りだした紙 披見―手紙などを開いて見ること 曾而―昔、以前 水のミ―水呑み百姓のこと、田畑を所有しない貧農層 結句―とどのつまり、結局 いかき―竹で編んだ籠・ざる 下直―安い値段 御免許稼山―地元山村の救済などのため、御林への立入りを許可して用益に供した山 末世―末代 下知―上から下へ指図すること 山中領―多野郡の神流川上流域をいう 御林守―御林の保護・管理にあたった人、山守

【解説】 江戸時代の山林・原野の大半は、幕府や諸藩などの領主が所有する「御林」または「御用林」と呼ばれるもので、村の共有林や村民個々の保有権を認める「百姓山」「百姓林」などは少なかった。御用林は山付き村々の入会権いりあひけんが認められ、薪・秣取り以外にさまざまな山稼ぎの場として利用されるのが一般的であったが、山中領などにみられる御巢鷹山のように、地元村民でも一切の立入りが禁止された例もあった。

甘楽郡檜原村の枝郷である浜平と中沢は、山中領上山郷のなかでも最も奥地に位置し、山肌の岩と岩の合間の極めて狭い土地を耕し、また焼畑により粟や稗を栽培するのみで、当時、山中領でも一般化していた養蚕や紙漉きもできなかった。このため村民は昔から近隣の山林に出入りし、笹板・ざる・かごなどを作り、岩茸・きのこなどを採取して生活を支えてきた。ところが正徳二年（一七二二）、幕府代官から突然山の出入りとともに山稼ぎまで全面的に禁止されてしまった。これに対して村民は山稼ぎの復活を求めて代官に陳情を重ねた。その結果、享保四年（一七二九）上山郷檜原村名主、中山郷神原村名主、下山郷万場村名主の三人を御林守に任命し、新たに百姓稼ぎ山との区分を明確にした御林を管理することとなった。この文書は同年十二月、浜平と中沢二カ村の山稼ぎの免許内容について御林守が連名して代官に提出した伺書である。